※ 登録番号	第1251号 (令和	3年 9月14日)
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	総合不動産投資顧問業
2.法人・個人の別	法人	個人
(ふりがな) 3.商 号 又 は 名 称	イーライフ株式会社	
(ふりがな) 4.氏 名	たかはら かずのり 高原 一哲	
(法人である場合は代表者氏名)		
5.資 本 金 額	500万円	
(ふりがな)		
たかはら かずのり	役 職 名	常勤・非常勤の別
高原 一哲	代表取締役	常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

<u> </u>	DISTERNATION OF STREET	/ 13 / 🔍
(ふりがな) 氏 名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
たかはら かずのり 高原 一哲 営業所の業務を統括する者 助言業務を行う者 投資判断を行う者	代表取締役	助言並びに投資判断業務全般
計 1 名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名	称	設置年月日	所 在 地
本	社	平成28年9月27日	〒274-0825 千葉県船橋市前原西2-21-9 電話 047-403-1880 FAX047-403-1886
計 1	店		

9.業務の方法

1、 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。

① 種類:主に事業用不動産(ワンルームマンション・一棟アパート・一棟マンション)他 開発事業、分譲事業

② 規模:事業用不動産は主に延床面積16㎡以上 分譲、開発事業は主に500㎡以上

③ 所在する地域:主に千葉県船橋市周辺、他東京都内

2、 助言の方法は、単発的な取引に係る助言および一定期間継続的な資産運用に係る助言等

3、 報酬体系は

不動産投資総額200万円以下5.5%200万円超~400万以下4.4%とする。400万円超3.3%

但し、見積書提出後、個別協議で決定する。

4、 報酬の受領時期は、業務完了時とする。

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	千葉県知事(3) 16214号	令和3年9月26日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

- 1、 不動産賃貸借、不動産売買、不動産交換の仲介及び斡旋
- 2、 損害保険代理業募集に関する業務
- 3、 アパート・マンションの保有、管理運営及びメンテナンス業
- 4、 内装仕上工事及び建具工事の企画、設計、営繕
- 5、 建物内の消毒及び害虫駆除等に関する事

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな)	保有する株式の数		
商号、名称又は氏名	又は出資の金額	割合	住 所
たかはら かずのり			
高原 一哲	5,000 株	100%	千葉県

13.役員の兼職の状況

(ふりがな)	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類
役員の氏名	又は他に営んでいる事業の種類
たかはら かずのり 高原 一哲	該当なし